

平成28年第7回（8月）  
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成28年8月10日(水)  
開会10時00分 閉会10時33分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 16名

出席委員数 15名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木	輝義	高原	孝幸
瀬口	勝美	宇佐	正人
井上	幸子	太田	克弘
樋口	翌	菊	啓治
奥家	信弘		
賀部	正直	豊田	和義
是木	則幸	土屋	豊一
若山	清敏	畑田	英文

欠席委員の氏名 守口 正典

4. 付議事項

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 1件

議案第9号 下限面積(別段面積)の設定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、石丸 貴之、高尾 広篤

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>委員の皆様方には何かとお忙しい中出席いただきまして有難うございます。本日は、守口委員より都合により欠席との報告を受けています。</p> <p>それでは、ただ今より平成28年第7回(8月)の総会を開催いたします。開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
是木会長	<p>皆さんおはようございます。委員の皆様には大変忙しい中出席いただきまして有難うございます。今年は暑い日が続いております。皆様においても体に十分に気をつけていただきたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまから平成28年第7回(8月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には樋口委員、奥家委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第8号 農地法第5条第1項</p>

事務局	<p>の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>「議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。</p> <p>それでは1ページをご覧ください。この案件は、第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字今吉380番1 田 69㎡  吉富町大字今吉380番8 田 147㎡  吉富町大字今吉380番10 田 120㎡</p> <p>譲渡人：吉富町大字今吉〇〇〇番地〇 Y. M  中津市大字角木〇〇〇番地〇 S. N</p> <p>譲受人：吉富町大字今吉〇〇〇番地 H. S</p> <p>転用理由：一般住宅(木造二階建)1棟 建築面積 65.66㎡  進入路</p> <p>(その他議案内容朗読及びP2からP10説明)</p> <p>本申請の農地区分については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種の例外要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>事務局より説明がありました。それでは、地元委員の豊田委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
豊田委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。この農地の周りは宅地化されており、排水についても、合併処理浄化槽で処理することですので、問題ないと思われまます。</p>
是木会長	<p>周辺全部が宅地化をされており、擁壁の設置や造成の必要もほとんどありません。</p> <p>豊田委員並びに事務局より説明がありました。</p>
高原委員	<p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p> <p>隣の今吉380-4と380-9は所有者は同じなのか？  共有等になっているのか？</p>
事務局	<p>所有者は同一の人となっています。</p>
若山委員	<p>進入路の幅員はどれぐらいか？</p>
事務局	<p>広いところで4m弱、狭いところで3.5m弱です。</p>
是木会長	<p>ほかに何かありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ごさいませんようでしたら、議案第8号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>これにより「議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可</p>

事務局	<p>申請について」は承認することとします。続きまして、「議案第9号 下限面積（別段面積）の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>この案件は農地法3条の下限面積の設定についてです。それでは「議案第9号 下限面積（別段面積）の設定について」です。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>（議案朗読）</p> <p>補足説明ですが、農地法第3条の許可を受け、耕作のために農地の賃貸借や所有権等の権利を取得しようとする場合は、取得後において原則50a以上の耕作面積を確保することが必要でしたが、「農地法等の一部を改正する法律」が平成21年12月15日に施行され、一定条件を満たす区域については、地域の実情に応じて農業委員会が別に定めることができることになりました。</p> <p>これに伴い、吉富町農業委員会では、下限面積については、町内全域において30aと設定していますが、議案中にありましたように、毎年下限面積の設定又は修正の必要性について、新規就農者や多様な農業経営者の確保、耕作放棄地の解消などの観点から現行の30aの下限面積設定が適切であるか否かをご審議いただくものです。</p> <p>なお、利用権設定はこの下限面積は適用いたしません。30a未満のたとえば10aでも農地の賃貸借はできます。</p> <p>近隣において豊前市は平成25年度から30a、上毛町は50aとなっています。</p> <p>以上で説明を終わります。今年度も下限面積が30aでよろしいかご審議をお願いします。</p>
是木会長	事務局から議案第9号について説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。
各委員	（質疑なし）
是木会長	ございませんようでしたら、議案第9号については承認することにご異議はございませんか。
各委員	（異議なし）
是木会長	<p>では、議案第9号に関しましては承認することと決めます。</p> <p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p>
事務局	農業委員業務必携の配布について
各委員	（各地区内での情報交換）
是木会長	その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	予定どおり、9月9日（金）10：00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。
各委員	（異議なし）

是木会長

それでは、これもちまして平成28年第7回（8月）総会を閉  
会いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時33分 閉会